契約不適合責任とプロジェクトマネジメント義務__2026年12月1日～2027年1月31日開催【動画】（4326084）

本セミナーは、システム開発プロジェクトにおける契約書上で特に大きな論点となる「契約不適合責任」と「プロジェクトマネジメント義務」について取り上げ、その要点をIPA「情報システム・モデル取引・契約書」改訂版もふまえながら解説していきます。

開催日時	2026年12月1日(火) 動画配信開始 2027年1月31日(日) 動画配信終了
JUAS研修分類	共通業務(契約・法務・コンプライアンス)
カテゴリー	共通業務（契約管理、BCP、コンプライアンス、人的資産管理、人材育成、資産管理）・セキュリティ・システム監査 専門スキル
DXリテラシー	How(データ・技術の活用)：留意点
講師	池田聡 氏 （KOWA法律事務所　弁護士・システム監査技術者 ） 1989年日本興業銀行(現みずほ銀行)入行、システム部門、業務企画部門、業務監査部門、営業店長を経て、現在に至る。
参加費	JUAS会員企業/ITC：23,650円 一般：30,250円（１名様あたり　消費税込み、テキスト込み）【受講権利枚数1枚】
会場	オンライン配信（指定会場はありません）
対象	民間企業の情報システム部門の契約担当者、プロマネ、調達担当者 中級
開催形式	動画視聴
定員	無制限
取得ポイント	※ITC実践力ポイント対象のセミナーです。（2時間1ポイント）
特記	＊キャンセル規定について、動画開始日を開催日といたします。
ITCA認定時間	3

主な内容

■受講形態
動画視聴のみ　【動画視聴のご注意】
動画配信期間　：2026年12月1日～2027年1月31日
視聴時間めやす：約３時間
■テキスト
配信日当日よりマイページ掲載
■配信日までの課題事項
特になし

システム開発プロジェクトは、納期遅延や品質低下やリリース後の大規模障害、
あるいはプロジェクト自体が途中でとん挫するなど、多くのリスクを抱えています。
場合によってはそれが裁判にまで発展することもあり、
システム開発プロジェクトに関わっているIT担当者はそのプロジェクト契約書について正しく理解することが必要です。
本セミナーは、契約書上で特に大きな論点となる「契約不適合責任」と「プロジェクトマネジメント義務」について取り上げ、
その要点をIPA「情報システム・モデル取引・契約書」改訂版もふまえながら解説していきます。

「契約不適合責任」については
１．そもそもどのようなケースが契約不適合であり、その責任を追及する（あるいは追及されない）為にはどうすれば良いか
２．2020年4月施行された民法改正での「瑕疵担保責任」の条項からの変更点を踏まえ契約書はどのような条項にすべきか を中心に、
また「プロジェクトマネジメント義務」については裁判例もあわせてご紹介します。

＜内容＞
第１部 民法改正と契約不適合責任
・2020年4月施行民法改正の概要
・契約不適合責任とは
・契約不適合責任を追及する（あるいは追及されない）為にはどうすれば良いか
・契約書の「契約不適合」条項の注意点
・「情報システム・モデル取引・契約書」改訂版をふまえた契約条項～IT担当者がすべきこと
・民法改正のその他のIT担当者向け留意事項

第２部 プロジェクトマネジメント義務
・プロジェクトマネジメント義務とは
・裁判例等の紹介
・裁判例等からの帰結～PMが注意すべきこと
・契約条項への反映

＜参加者の声＞
・ベンダーにとって、プロジェクトマネジメントの重要性が非常によくわかる内容であった。
・具体的な事例をもとにわかりやすい講義だった。
・契約不適合責任について、法律面から理解を深めることができた。
　特に、改訂前の瑕疵担保責任との比較が分かりやすく、理解を一層深めることができた。
　さらに、プロジェクトマネジメント義務についても学び、契約不適合責任との関連性を考える視点を得ることができた。

＜キャンセル規定＞
動画配信日を開催日といたします。あらかじめご了承ください。
・土日祝を含む開催７日前から前々日まで…参加費用の50%
・土日祝を含む開催日前日および開催当日（欠席）…参加費の全額
※受講権利チケット利用にてお申し込みの場合
・土日祝を含む開催７日前から開催当日…参加費の全額（必要枚数）

※動画視聴前であってもキャンセル料が発生しますので、ご注意ください。